# 介護予防·日常生活支援総合事業 第一号通所事業契約書別紙(兼重要事項説明書)

あなた(利用者)に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき 重要事項は、次のとおりです。

## 1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	社会福祉法人愛染会		
主たる事務所の所在地	〒010-0134 秋田市上新城道川字愛染58番地		
代表者 (職名・氏名)	理事長 白 岩 和 弘		
設立年月日	平成6年7月12日		
電話番号	018-870-2001		

## 2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	デイサービスセンターあいらんど		
サービスの種類	第一号通所事業		
事業所の所在地	〒011-0947 秋田市飯島新町1丁目3番15号		
電話番号	宣 話 番 号 018-880-6688		
指定年月日・事業所番号	平成17年9月30日指定 0570113498		
実施単位・利用定員	1 単位 定員 2 5 人		
通常の事業の実施地域	秋田市		

# 3. 事業の目的と運営の方針

	要支援状態又は事業対象者である利用者が、その有する能力に応じ、可能
事業の日始	な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう,生活の質
事業の目的	の確保及び向上を図るとともに,安心して日常生活を過ごすことができる
	よう、通所介護相当サービスを提供することを目的とします。
	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その
	他関係法令及びこの契約の定めに基づき,関係する市町村や事業者,
運営の方針	地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者
	が要支援状態となることの予防、要支援状態の維持若しくは改善又は要
	介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

### 4. 提供するサービスの内容

第一号通所事業は、事業者が設置する事業所(デイサービスセンター)に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

### 5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始(12月30日から1月3日)を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス 提供時間	午前9時20分から午後4時30分まで

#### 6. 事業所の職員体制

職種	職務の内容	員 数
管 理 者	業務の一元的な管理	1名
生 活 相 談 員	利用者・家族への相談援助、地域との連絡調整	2名以上
介 護 職 員	介護業務	3名以上
看護師又は准看護師	健康・保健衛生管理	1名以上
機能訓練指導員	機能訓練等の指示・助言	1名以上
その他の従業者	事務・運転・清掃等	必要数

#### 7. 管理者

事業所の管理者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって,ご不明な点やご要望などありましたら,何でもお申し出ください。

管理者の氏名    佐藤 正博
-----------------

#### 8. 利用料

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に記載のとおり基本利用料の1割又は2割の額です。ただし、介護保険の第一号事業支給費の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

# (1) 第一号通所事業の利用料・・・基本部分,加算の合計の額となります。

## 【基本部分】

基本利用料は、秋田市長が定める金額とする。

第一号通所事業の金額が改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。

なお, その場合は, 事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

# 【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。(単位:円)

<u>クロッタロで間</u>	· - / %• A / — F-		<u> </u>	<u> </u>	/ 0 1	-1 <del></del> • 1 1)
	要支援 1		1割		1, 798	
   予防通所介護費			2割		3, 596	
1 例 地別 月 曖負	要支援 2		1割		3,621	
			2割		7, 242	
				加拿	算額	
加算の種類	加算の要件(	(概要)	利用者負担		利用者負担	
			(1割)		(2割	割)
生活機能向上 連携加算 Ⅱ	リハビリ専門職と連携 活機能の向上を支援し る場合。		200		400	0
サービス提供体制	別に厚生労働大臣が定める基準に適合し	要支援1	72		14-	4
強化加算Ⅱ	ている場合	要支援2	144		288	8
	別に厚生労働大臣が定	どめる基準に適				
通所型独自サービス	合している場合					
科学的介護推進体制	利用者の自立支援・重度化防止を目的		40		80	
加算	として,より効果のある介護サービス					
	を実施している場合。					
介護職員処遇改善			上記基本部分と各	·種	上記基本部分	と各種
加算 I ※	当該加算の算定要件	を満たす場合	加算の合計 9.	2 %	加算の合計	18.4%

送迎なし減算…片道につき(週1回程度の人は8回まで、週2回程度の人は16回まで) 47単位の減算となります。

(注)※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

## (2) その他の費用

食費	食事の提供をする場合、1食につき700円の食費をいただきます。
おむつ代	おむつの提供をする場合、実費をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって,利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など)について,費用の実費をいただきます。

### (3) キャンセル料

第一号通所事業は、キャンセル料は不要とします。

### (4)支払い方法

上記(1)から(3)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて翌付月10日までに請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等		
	サービスを利用した月の翌月の末日(祝休日の場合は直前の平日)まで		
銀行振り込み	に、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。		
	秋田銀行 土崎支店 普通口座 0185858		
	社会福祉法人愛染会 理事長白岩和弘		
珥 △ +/ ) 、	サービスを利用した月の翌月の末日(休業日の場合は直前の営業日)ま		
現金払い	でに、現金でお支払いください。		

なお,利用者負担金の受領に関わる領収書等については,利用者負担金の支払いを受けた5日以内に発行します。

### 9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変,その他の緊急事態が生じたときは,速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等,必要な措置を講じます。

	医療機関の名称	
	氏名	
利用者の主治医	所在地	
	電話番号	
E7 7 1+14 L	 氏名(利用者との続柄)	
緊急連絡先 (家族等)	電話番号	

### 10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括 支援センター(又は介護支援専門員)及び秋田市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を 講じます。

### 11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 018-880-6688
事業所相談窓口	担当 生活相談員

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	秋田市長寿福祉課	電話	0 1 8 - 8 8 8 - 5 6 6 8	
		秋田県国民健康保険団体連合会	電話	0 1 8 - 8 8 3 - 1 5 5 0

## 12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出下さい。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター(又は介護支援専門員)又は当事業所の担当者へご連絡ください。

### 13. 非常災害対策

事業者は、非常災害に関する具体的計画に基づき、事業所の管理者を防災責任者として 次のとおり必要な訓練を行っており、また、消防法上必要な設備を備えております。

防災訓練 年2回

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事 業 者 所在地 秋田市飯島新町一丁目3番15号 事業者(法人)社会福祉法人愛染会 デイサービスセンターあいらんど 管理者 氏名 佐藤 正 博 印

説明者氏名

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。また、この文書が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。

利 用 者 住 所

氏 名 印

署名代行者(又は法定代理人) 住 所

本人との続柄

氏 名 印

立会人住所

氏 名 印